

別表第1（第4条関係）

種類		補助対象	補助率	限度額
		工事費・設計費・監理費		
伝統的建造物	主屋・蔵等 （保存計画中、表1に記載されているもの）	修理については、外観に要する経費（下地材の経費を含む。）を補助対象とし、保存上必要と認められる場合には、構造耐力上主要な部分に係る経費を含むことができる。 工事費のうち諸経費については直接工事費に30%以内を、設計費及び監理費については工事価格に各々10%以内を乗じた額を上限として補助の対象とする。 ただし、補助対象経費が100万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	1200万円
	門 （保存計画中、表2に記載されているもの）	修理については、主屋・蔵等と同様とし、諸経費、設計費・監理費についても同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	400万円
	土塀・石積（石垣）等 （保存計画中、表2に記載されているもの）	当該物件の復原に係る経費 諸経費、設計費・監理費については主屋・蔵等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	400万円
環境物件	生垣・庭園等 （保存計画中、表3に記載されているもの）	当該物件の復旧に係る経費 諸経費については主屋・蔵等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	50万円
伝統的建造物、環境物件の管理		当該物件に係る鳥虫害等防除工事、標識及び説明板の設置等 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。	10分の5以内	50万円
伝統的建造物の管理		当該物件に係る自動火災報知設備等の設置 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。	10分の5以内	100万円
伝統的建造物以外の建造物	主屋・倉庫の新築、増築又は改築等	原則として外観を伝統的建造物に準じて歴史的風致を維持したものに限り、屋根、外壁、軒先等について伝統的工法による修景に要する経費を補助対象とする。この場合において、市長が特に必要と認める場合には、構造耐力上主要な部分に係る経費を含むことができる。 工事費のうち諸経費、設計費・監理費については伝統的建造物と同様とする。 ただし、補助対象経費が100万円未満のものは補助しない。	10分の6以内	400万円
	門	修景については、主屋・倉庫の新築、増築又は改築等と同様とし、諸経費、設計費・監理費についても同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の6以内	200万円
	土塀・石積（石垣）等	外観を伝統的建造物に準じたもの又は歴史的風致を維持したもので修景に要する経費 諸経費、設計費・監理費については主屋・倉庫の新築、増築又は改築等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の6以内	200万円
環境物件以外の環境要素	生垣等	自然物及び土地の復旧又は修景で保存地区の特性を生かし歴史的風致を維持したもので修景に要する経費 諸経費については主屋・倉庫の新築、増築又は改築等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。	10分の6以内	50万円
備考				
<p>1 修理については、その際に発生する減築及び復原に伴う増築に関する経費、修理に影響を与えるものの除却に要する経費並びに一時撤去後の復帰に要する経費を含むことができ、特に必要とされる場合には、環境改善にかかる費用を含むことができる。</p> <p>2 伝統的建造物の主屋・蔵等の内部を公開する場合については、公開する部分の内装仕上げ、内部建具の修理にかかる経費を補助対象に含むことができる。</p> <p>3 補助事業は、一つの事業に要する期間を3年以内とし、この表に基づいて算定した補助金を各年度に分けて交付することができる。</p>				

別表第2（第5条関係）

種類		補助対象		補助率	限度額
		工事費・設計費・監理費			
景観保存物件	景観保存建造物	主屋・蔵等	修理については、外観に要する経費（下地材の経費を含む。）とし、保存上、必要と認められる場合には、構造耐力上主要な部分に係る経費を含むことができる。 工事費のうち諸経費については直接工事費に30%以内を、設計費及び監理費については工事価格に各々10%以内を乗じた額を上限として補助の対象とする。 ただし、補助対象経費が100万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	600万円
		門	修理については、主屋・蔵等と同様とし、諸経費、設計費・監理費についても同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	400万円
		土塀・石積（石垣）等	当該物件の復原に係る経費 諸経費、設計費・監理費については主屋・蔵等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	400万円
	景観保存環境物件	生垣等	当該物件の復旧に係る経費 諸経費については主屋・蔵等と同様に算出した額とする。 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。	10分の8以内	50万円
景観保存物件の管理		当該物件に係る鳥虫害等防除工事、標識及び説明板の設置等 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。		10分の5以内	50万円
景観保存建造物の管理		当該物件に係る自動火災報知設備等の設置 ただし、補助対象経費が10万円未満のものは補助しない。		10分の5以内	100万円